

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 と  
生活協同組合コープみえとの  
鈴鹿市災害ボランティアセンターの設置運営に係る  
協力体制に関する協定書

令和4年3月29日  
社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会  
生活協同組合 コープみえ

## 災害ボランティアセンター運営に係る協力体制における協定書

### (目的)

第1条 この協定は、鈴鹿市内にて災害が発生し、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「甲」という。）が鈴鹿市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置運営する際、生活協同組合コープみえ（以下「乙」という。）の取り扱い又は所有する食料品、資機材、車両等の提供を受け、ボランティアセンター運営に活用することについての必要な事項を定め、地域復興に寄与することを目的とする。

### (災害時の協力内容)

第2条 甲及び乙は、ボランティアセンター設置期間中、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- (1) ボランティアセンター設置期間中におけるボランティア及び職員の食料品を備蓄などの可能な範囲で提供
- (2) 被災地で復興支援に用いる乙の所有する資機材の提供
- (3) ボランティアセンター設置期間中における、支援物資運搬手段としての車両の確保
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項各号に掲げる協力内容の詳細については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前項各号に掲げる協力内容の詳細について協議する際は、乙が甲に提示する備蓄品リスト及び車両管理表を確認の上、甲乙が協議するものとする。

### (平常時の協力内容)

第3条 甲及び乙は、平常時においても次に掲げる事項について、体制整備しておくものとする。

- (1) 甲がボランティアセンター設置・運営マニュアルに定める連絡会（年1回以上開催）への参加
- (2) 甲が実施するボランティアセンターの訓練への協力

### (費用負担)

第4条 第2条第1項(3)に定める協力内容に関し、甲は、乙と協議し、乙の報告をもとに、算出した運行距離に応じた燃料代を甲が負担するものとする。

2 前に掲げる燃料代の算出を行う際は、甲乙協議の上、燃料代単価を決めることとする。

### (負傷等の補償)

第5条 第2条及び第3条に定める協力内容に関し、施設利用及び施設内において事故や負傷が発生した場合の対応及び補償について、当該年度のボランティア保険の補償の範囲内にて補償するものとする。

### (個人情報の取扱い)

第6条 甲及び乙は、本協定書の遂行に伴い発生する個人情報の取扱いについては、甲乙それぞれの個人情報の取扱いに関する規程等に基づき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 三重県鈴鹿市神戸地子町383番地1  
名 称 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会  
会 長

乙 住 所 三重県津市羽所町379番  
名 称 生活協同組合 コープみえ  
理事長